仕様書

第1章 総則

1.1 適用

本仕様書は、街なみ環境整備事業計画策定業務湯宿温泉地区に適用し、業務実施に際して遵守しなければならない事項について定めるものである。

1.2 業務の目的

湯宿温泉地区は、群馬県の最北部に位置し赤谷川の沿岸に古くより宿場町として栄えてきた地域であります。地域内には4カ所の共同浴場が残され、昔の湯治場としての雰囲気が残り長期滞在客の多い温泉地です。

近年では地域人口の高齢化と若年層の定住化が課題となっております。このため、地域住民が協力し、より良い街なみ景観を整備して、住民はもとより訪れる人たちにやすらぎと感動を与えるために街なみ環境整備事業を実施するものであります。

本業務では、平成27年度社会資本整備総合交付金における住宅市街地総合整備事業(街なみ環境整備事業)として開始を目指し、現況の物件調査をもとに地元関係者との意向等を反映しながら整備方針及び事業計画の策定を行う。

1.3 業務の名称

本業務の名称は、「平成26年度街なみ環境整備事業計画策定支援業務湯宿温泉地区」とする。

1.4 業務場所

街なみ環境整備促進区域の範囲(別紙図面参照)

1.5 業務委託期間

契約締結日から平成27年3月20日までとする。

1.6 遵守する法令等

本業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守するものとする。

建築基準法(昭和25年法律第201号) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)

景観法(平成16年法律第110号)

街なみ環境整備事業制度要綱 みなかみ町財務規則(平成17年規則第27条) その他関係法令、規則、通知、条例等

1.7 成果品の帰属

有形、無形を問わず、本業務で得られた成果品の権利は、委託者に帰属する。

第2章 業務内容

2.1 業務内容

下記は、現在本町が想定している業務項目であるが、これに拘束されることなく、具体的な提案や自由な発想による効果的・効率的な提案を求める。

(1) 現況整理

地区における現況を整理するとともに、上位・関連計画における地区に関連する事項、位置付け等を整理する。

(2)住民意向等の把握

地区住民等を対象としたアンケート調査や座談会等を開催し、住民や事業者等の幅広い意見・ 要望等を把握する。

(3) 景観特性と課題の整理

現況整理や住民意向等の把握、町役場内各部署のヒアリング等から、地区の景観特性と課題を 整理する。

(4) 街なみ環境整備方針の策定

みなかみ町湯宿温泉地区まちづくり要綱等を踏まえて策定する。

- 地区施設等の整備に関する基本方針
- 住宅等の整備に関する基本方針
- 街なみ環境整備促進区域の整備予定時期

以上において、地区住民や利害関係者の意見を反映した方針を策定する。

- (5)街なみ環境整備事業計画の策定
 - 事業地区の設定
 - 地区施設等の整備に関する事項
 - 空家住宅等の整備に関する事項
 - 住宅等に関する事項
 - 対象施設等の名称
 - 助成対象の種別及び項目又は工種

- 各対象施設等の全体事業量及び全体概算事業費
- 事業実施プログラム
- その他街なみ環境整備事業地区に関して必要な事項

(6) その他

- 策定にあたっては、地元住民や知識経験者、関係団体等から組織する「湯宿温泉地区まちなみ協議会(仮称)準備会」に諮り、方針等を決定する。
- 関係機関(群馬県等)との協議に必要な資料を作成する。

2.2 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- (1)報告書(図面・写真等を含む)各3部
- (2)報告書(図面・写真等を含む)のデータ2部

なお、会議資料等については、上記部数によらず、必要部数を作成する。

2.3 疑義

本業務の実施中に生じた疑義又は本仕様書に明示の無い事項等については、速やかに本町担当職員と協議を行った上で、その指示に従うものとする。

2.4 紛争の回避

本業務の実施にあたって第三者の所有地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等の承諾を得ることとし、紛争等の起こらないよう十分留意しなければならない。また、本業務の実施中に第三者から損害賠償を請求された場合は、全て受託者の責任で解決しなければならない。

2.5 瑕疵担保

成果品の引渡し後、不備が発見された場合は、本町の指示により補足・修正を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担によるものとする。また、瑕疵による補足・修正の請求は引渡し後 1ヶ月以内とする。

